

県南広域振興局長告示第 255 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、川崎土地改良区（一関市）から役員の就退任について次のとおり届出があった。

平成 19 年 12 月 25 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

1 就任

理事

三浦 静夫 一関市川崎町薄衣字鴨地 183 番地

2 退任

理事

岩渕 静雄 一関市川崎町薄衣字諏訪前 105 番地